

# 地域福祉活動推進団体の登録に関する要綱

## (登録の目的)

第1条 この要綱は、当事者、住民・市民の参画・協働によって地域福祉活動を実践する団体と連携し、ネットワークで解決するしくみづくりや新たな地域福祉資源開発にむけた地域福祉の推進を図ることを目的とする。

## (地域福祉の基本的概念)

第2条 ここでいう地域福祉とは、地域という場に主眼を置いたものであり、子どもから高齢者まで、障がいがある人もない人もすべての住民が地域においていきいきとした生活が送れるよう、官民協働で地域社会の共同利益を実現することである。

## (団体の定義)

第3条 この要綱において「地域福祉活動推進団体」とは、次に掲げる団体をいう。ただし、NPO法人を除く

- (1) 社会福祉法人
- (2) 社団法人
- (3) 財団法人
- (4) 学校法人
- (5) 医療法人
- (6) 地方公共団体
- (7) その他地域福祉活動の推進に取り組む法人及び企業

## (登録の申請)

第4条 登録する団体は、地域福祉活動推進団体登録票（以下「登録票」という。）を三木市社会福祉協議会会長に提出するものとする。

2 前項の登録は、1年ごとにその更新をしなければならない。

## (登録の要件)

第5条 前条の登録を申請する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 主たる事務所が三木市内に所在する団体であること。
- (2) 積極的に地域福祉活動を展開している団体であること。
- (3) 当事者、住民・市民の参画と協働による取り組みを行っている団体であること。

## (登録の抹消)

第6条 登録した団体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消するものとする。

- (1) 団体が解散したとき、または解散が判明したとき
- (2) 登録の更新の申請がなかったとき
- (3) 団体から登録の抹消の申し出があったとき
- (4) 第5条に規定する要件を失ったとき

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、団体の登録に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。